

平成 21 年 1 月 13 日

経済産業省

産業技術環境局環境調和産業推進室

パブリックコメント担当 御中

(社) 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会
消費者提言特別委員会

カーボンフットプリント制度 商品種別算定基準 (PCR) 策定基準 (案) に対する意見

日頃より、当協会にご理解、ご協力を賜り、感謝しております。

表記カーボンフットプリント制度 商品種別算定基準 (PCR) 策定基準 (案) について、以下の通り意見を申し述べます。

記

2、共通基準 (3) について

複数のサプライヤーから調達を行っている場合のデータ収集において、データの正確性、収集方法の公平性から考えますと、事業者はすべてのサプライヤーから一次データを収集すべきです。

しかし実際は、そのデータ収集の困難性より、主要なサプライヤーの一次データを他のサプライヤーの二次データとして使用することを、条件付で認め、一次データの割合を 50% 以上でなければいけないとしています。

今回の PCR 基準は、事業者にとってもはじめての取り組みということでもあり、「50% 以上」もやむを得ないと考えますが、さらに 60%、70% と事業者も正確なデータ収集に力を注ぐことを消費者は期待しています。

「50% であればよい」と考えるのではないということが伝わる注記を希望します。

以 上

問い合わせ先

(社) 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会
消費者提言特別委員会世話人 内田玲子・柴垣雅子

152-0031 東京都目黒区中根2-13-18 第百生命都立大学駅前ビル
電話 03-3718-4678 FAX 03-3718-4015